

広島県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、臨  
港道路海田大橋の通行料徴収事務（ETCシステムを使用して徴収する場合に限る。）を次  
のとおり委託した。

令和二年四月六日

広島県知事 湯崎英彦

委託を受けた者	委託した年月日 （委託期間）
名称及び 代表者氏名	令和二年四月一日 （令和二年四月一日） 令和三年三月三十一日
主たる事務所の 所在地	
広島高速道路公社 副理事長 向井 隆一	広島市東区温品一丁目八番 二三号